

仙北市包括支援センターをご利用ください！

65歳以上の高齢のみなさんを地域ぐるみで支えるための拠点として、平成18年4月に仙北市包括支援センターを設置しています。

みなさんがいつまでも自分らしく住み慣れた地域で生活していけるよう、介護予防や権利擁護のこと、福祉や医療に関する相談など、さまざまなことに対応しますので、悩みや疑問は一人で抱え込まずに、まずは地域包括支援センターにご相談ください。

なお、支援の内容や連絡先など、詳しいことは広報4月号と同時に配布した「大仙市・仙北市・美郷町の 地域包括支援センター 利用の手引き」をご覧ください、仙北市包括支援センターを積極的にご利用ください。

仙北市包括支援センター

仙北市田沢湖生保内字浮世坂20 TEL0187(43)9071

◆◆◆出稼ぎ互助会の制度が変わります◆◆◆

秋田県の出稼労働者数は、昭和46年度をピークに減少し、平成18年度には、2,354人とピーク時の約3.2%まで減少しております。

また、出稼ぎ互助会員の登録者数も著しく減少しており、平成18年12月には2,000人を割っております。

こうしたことから、この度、県の出稼ぎ対策の見直しが行われることになり、この一環として平成19年度から互助会制度についても見直しを行うこととなりました。

◎新たな互助会制度について

- ・見舞金は、出稼ぎ者が、不幸にも災害等に遭われて亡くなられたり、後遺障害が残った場合とし、最高50万円(後遺障害については、障害の状況により給付額が異なります)が給付されます。
- ・これまで実施されていた、地元紙の送付(1事業所に2人以上の出稼ぎ者がいて「お届けハガキ」を2名以上出された事業所の方々に限って送付)は廃止します。
- ・出稼ぎ相談については、これまで国庫補助事業で配置されていた北海道1名、関東2名、大阪1名、名古屋2名の出稼労働者相談員は平成18年度をもって廃止することとし、平成19年度からは、関東地区(東京事務所)に1名を配置し、継続します。
- ・互助会の会費は、現行の800円から500円に引き下げられます。
- ・健康診断については、各市町村によって取り扱いが異なっておりますが、仙北市としては、今までどおり実施する方向で検討いたしております。

◎現行の互助会制度について

- ・現行制度における出稼ぎ互助会の会員登録や更新は、平成19年3月31日をもって終了しました。平成19年4月1日からは、新しい制度に移行いたします。
- ・現行の互助会の会員で、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの有効期間がある方々は、就労期間における従来のサービス(地元紙の送付、見舞金の給付)を受けることができます。ただし、就労前健康診断を受けていない方々の給付金については2分の1に減額されます。

■問合せ

(財)秋田県ふるさと定住機構出稼援護室 TEL 018(889)8605
〒010-1413 秋田市御所野地藏田3-1-1(秋田テルサ内) FAX 018(889)8606

秋田県産業経済労働部雇用労働政策課 調整・職業対策班 TEL 018(860)2332
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 FAX 018(860)3833

仙北市産業観光部商工課 労政係 TEL 0187(43)3351
〒014-0318 仙北市角館町中町36 FAX 0187(54)4102